

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

別紙

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>基準給与年額の説明がされていますが、今回の一部免責制度は、既に自治体の職を辞している者にも適用されるのでしょうか。萎縮効果の軽減の目的を考えれば、対象にすべきと考えますが、規則の条文で「支給された」と、過去形になっていなかったため、既に職を辞した者が対象になるか、分かりませんでした。</p>	<p>適用されます。</p>	<p>なし</p>
2	<p>①第13条の2第1項第3号の「手当」には時間外勤務手当も含まれる。基準日を含む月に支給されるべき時間外勤務手当は、前月実績をもとに基準日を含む月に支給されるものをいうのか、基準日を含む月の実績により翌月に支給される時間外勤務手当をいうのか。(わかりにくいので整理したものをお示しいただきたい。)</p> <p>②「支給され、支給されるべき」とあるが、「支給されるべき」とはどのような状況を想定しているのか？通常、事後に「責任の原因となった事実が生じた日」が特定されるため、支給されたものしかないと考えがどうか。</p> <p>③自治体によっては、市長等の給与を条例で減額している場合があると考えるが、「支給され、または支給されるべき」給与等は、条例により減額した後の金額と考えてよいか。</p>	<p>①基準日を含む月の勤務実績に基づいた時間外勤務手当を指します。</p> <p>②支給予定ではあるが、まだ、実際に支給されていない給与等を想定しています。</p> <p>③基準日において減額されている場合は、減額後の金額となります。</p>	<p>なし</p>
3	<p>13条の2第2項の「その職責に関する他の職」とは何か、より具体化することはできないか。その判断は地方公共団体の裁量で決められるのか。例えば、地方議員を兼ねる場合は議員報酬も含めて基準報酬年額を算定することがあり得るのか、民間企業(公益法人など)からの給与も含めて基準報酬年額を算定することがあり得るのか。</p> <p>(同旨のご意見1件あり)</p>	<p>「その職責に関する他の職」を兼ねている場合とは、兼ねている他の職も合わせて、一体とした職責が認められる場合を指しています。例えば、固定資産評価委員会の委員を税務課長が兼ねている場合や人事委員会の委員を人事委員会の事務局長が兼ねている場合、また、地方自治法第292条の規定により普通地方公共団体に関する規定が準用される一部事務組合の管理者を構成団体の長が兼ねている場合等を想定しています。これらについては、省令の公布にあたり、適切に周知してまいります。</p> <p>また、普通地方公共団体の長等の基準給与年額は、地方自治法の規定による給与(議員報酬を除く。)に基づき算定されることとなっており、お示しの様な地方議員としての議員報酬や民間企業からの給与は算定に含まれません。</p>	<p>なし</p>
4	<p>最低責任負担額(限度額)の基礎となる基準給与(報酬)年額の算定について、普通地方公共団体の長等(以下「長等」という。)については、行為があった月に支給される報酬又は給与の月額に12を乗じて得た数、地方独立行政法人役員等(以下「役員等」という。)については、行為があった事業年度以前の事業年度において支給される報酬の額のうち最も高い額がそれぞれ基礎となっている。すなわち、長等が報酬又は給与が安い月に行為を起した場合には、負担額が低廉で(実際の支給年額よりも安く)済む一方、役員等が行為を起した事業年度にかかわらず、それ以前のもっとも報酬が高い年度に基づき、最低責任限度額が算定されるものと考えられる。</p> <p>加えて、改正地方自治法及び改正地方自治法施行令の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長等は負担額に退職手当等の手当を算入しない一方、役員等は限度額に各種手当等を算入する ・長等は各地方公共団体が条例で負担額を一度定めてしまえば、個別の事案にかかわらず、負担額も定額であり、予見可能性が担保されている一方、役員等は、条例で定めるのはあくまで最低責任限度額であり、個別の事案により、最低責任限度額以上の、より高額な賠償額を負う可能性がある <p>以上の点等も勘案すれば、長等の規定と役員等の規定で、均衡を失したものになっていると思料される。調べてみると、役員等は先行する「会社法」や「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の民間を参考にしている一方、長等は独自の規定となっているようである。長等と役員等では法及び政令の建付けが異なるものであり、既に法・政令とも公布済であることは承知しているが、省令については、長等の規定を、役員等の規定に近付け、可能な限り同様のものとする事で、不公平を生じないようにすべきである。</p>	<p>法及び政令改正においては、給与条例主義の有無等の制度上の違いを踏まえた改正を行いました。この法及び政令改正の趣旨を踏まえ、今般、省令案を作成したものです。</p>	<p>なし</p>